

# AI との協働発明をめぐる日米の発明者認定の差異

— 米国では権利行使・無効・優先権の局面で争点化し得るが、日本では相対的に維持余地があるケースの整理 —

Claude Opus 4.8

2026年6月

## 1 問題の所在

AI と協働して新たな発明を生み出した場合、日米いずれの制度においても、発明者は自然人に限られ、AI それ自体は発明者となり得ない。日本では、発明者欄に AI を記載した出願に関する東京地判令和6年5月16日（ダバス事件第一審）がこれを確認し<sup>1</sup>、続く知財高判令和7年1月30日も同判断を維持して控訴を棄却し、さらに最高裁の上告不受理（令和8年3月4日付決定）により確定している<sup>2</sup>。各国の司法判断も、解釈論としては自然人のみを発明者と認める点で概ね一致する<sup>3</sup>。米国でも *Thaler v. Vidal* (CAFC, 2022) が同旨を示す。もっとも、これらはいずれも AI を発明者として記載した自律的発明の事案であり、AI を道具として利用した自然人の発明者性を直接判断したものではない。

したがって、日米で結論が分かれ得るとすれば、それは「発明者」という語の定義そのものではなく、AI を利用した自然人の寄与を、どの閾値で、どのような方法によって評価するかという点に起因する。本稿は、この評価枠組みの差異から、米国で発明者性のリスクが高まり、日本では相対的に維持余地が残ると考えられるケースの類型を示し、あわせて出願実務上の対応を整理する。

## 2 日米それぞれの現行枠組み

### 2.1 米国 — 2025年11月改訂ガイダンス

米国特許商標庁（USPTO）は、2024年2月のガイダンスにおいて、共同発明者性の判断基準で

---

<sup>1</sup>東京地判令和6年5月16日（令和5年（行ウ）第5001号）。発明者欄に AI 名を記載した出願の却下処分取消訴訟（ダバス事件第一審）。特許法上の発明者は自然人に限られると判示。

<sup>2</sup>知財高判令和7年1月30日（令和6年（行コ）第10006号）は第一審を維持し控訴を棄却。報道によれば、最高裁第二小法廷は令和8年3月4日付決定で上告を受理せず、知財高裁判決が確定した。

<sup>3</sup>特許研究 No.78 「AI は発明者たり得るか？—解釈論及び立法論上の課題—」 INPIT、2024年9月。各国の裁判所が解釈論として自然人のみを発明者と認める点で概ね一致する旨を整理する。

ある Pannu 三要件を AI 支援発明に応用していたが<sup>4</sup>、2025 年 11 月 28 日付で公表された改訂ガイドランスによりこれを全部撤回した<sup>5</sup>。改訂ガイドランスは、(i)発明者は自然人に限られること、(ii)AI は実験機器・ソフトウェア・研究用データベース等と同様の単なる道具と位置づけられること、(iii)AI 支援発明にも伝統的な「conception (着想の完成)」基準を一律に適用し、AI 固有の修正ルールを設けないこと、(iv)単独の自然人が AI を用いる場合には Pannu 要件を用いず、Pannu は複数の自然人間の共同発明者判定にのみ用いること、を明らかにした。論者はこれを、Pannu 要件からの脱却によるプロイノベーショナル的転換と評する<sup>6</sup>。なお、当該文書は審査ガイドランスとして公表されたものであり、それ自体が法規範として効力を持つものではなく、最終的な判断は裁判所に委ねられる。

実務運用上は、審査官は通常、発明者性の調査を行わず、出願書類に記載された者を真の発明者と推定するため、審査段階で発明者不適格を理由に拒絶される例は稀である<sup>7</sup>。差異が顕在化するのとは主として権利行使・無効の局面である。米国では発明者性はクレーム単位で問題となり得るため、各クレームの発明について、少なくとも 1 名の自然人が伝統的 conception 基準を満たす形で関与していることを整理しておく必要がある（発明者の表示・宣誓は 35 U.S.C. § 115、共同発明者性は 35 U.S.C. § 116 および 37 CFR 1.45 等が関係する）。当該クレームに寄与した自然人が皆無であれば、発明者の訂正によっても瑕疵を治癒し得ない。

## 2.2 日本

日本では、ダバス事件の各判決のとおり自然人のみが発明者と解されるところ、現行特許法上は「発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者」が発明者と解されている。AI を「利用した」自然人の発明者性についても、知的財産推進計画 2025 に向けた政府検討において、従来の発明者認定の考え方、すなわち「発明の特徴的部分に関与した度合いに応じて発明者を

---

<sup>4</sup>【旧ガイドランス】USPTO, *Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions* (連邦官報、2024 年 2 月 13 日付)。Pannu 三要件を AI 支援発明に応用したが、2025 年改訂により全部撤回された。

<sup>5</sup>【新ガイドランス】USPTO, *Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions* (連邦官報、2025 年 11 月 28 日付、Docket No. PTO-P-2025-0014)。審査ガイドランスであり、それ自体は法規範ではない点に留意。

<sup>6</sup>M. Aboy & K. Liddell, “Revised USPTO guidance on inventorship for AI-assisted inventions: a pro-innovation pivot away from Pannu factors,” *JIPLP* (2026)。

<sup>7</sup>JETRO ニューヨーク事務所知的財産部「USPTO、AI の支援を受けた発明の発明者適格に関する FAQ を公表」2025 年 1 月。審査官は通常発明者性の調査を行わず、記載された者を真の発明者と推定する旨を整理する。

認定する」枠組みが適用できるとされた<sup>8</sup>。もっとも、AI を利活用した発明の発明者については、明確な考え方・指針の整理がなお検討中であり、特許制度小委員会において、人同士の発明者認定の考え方を適用すべきとの意見や AI は単なるツールとの意見等を踏まえた検討が継続している（第 52 回〔令和 7 年 3 月〕<sup>9</sup>、第 56 回〔令和 7 年〕<sup>10</sup>等）。

両国を対比すると、米国は「自然人の頭の中で発明の完成した着想が形成されたか（conception）」を事実集約的に問うのに対し、日本は「技術的特徴部分の具体化への創作的な関与」の有無・程度を、発明全体を見て評価する。前者は着想の主体を厳格に問う一方、後者は選択・具体化・検証への創作的関与をやや柔軟に取り込み得る。ここに、結論が分かれる余地が生じる。

### 3 分岐が顕在化する局面

上記のとおり、米国では発明者性の問題は審査段階よりも訴訟で顕在化しやすい。conception を欠くクレームは無効と判断され得るうえ、当該クレームに寄与した自然人が皆無であれば、発明者の訂正によっても救済し得ない。これに対し日本は、発明全体としての技術的特徴部分への人間の創作的関与を捉えるため、同一の発明であっても発明者性が相対的に肯定されやすい場面がある。次節では、その典型と考えられるケースを示す。

## 4 米国でリスクが高まり、日本で相対的に維持余地があるケースの類型

### ケース 1 AI が核心的着想を自律生成し、人間の関与が認識・検証にとどまる場合

人間が課題と方向性を設定し、進歩性の核心をなす具体的解決策は AI が自律的に生成し、人間はその出力を有用と認識・採用して検証するにとどまる場合。米国では、発明の完成した着想（conception）を形成したのは人間ではなく、出力の単なる認識・評価はこれに当たらないと評価され得るため、有効な自然人発明者を欠くおそれがある。日本でも、AI 出力を単に認識・確

---

<sup>8</sup>内閣府知的財産戦略推進事務局／経済産業省「知的財産推進計画 2025 に向けた取組等について」令和 6 年 12 月 16 日、資料 4。AI を利用した自然人について、従来の発明者認定（発明的特徴的部分への関与度に応じた認定）が適用できるとする。

<sup>9</sup>産業構造審議会知的財産分科会 第 52 回特許制度小委員会 資料 1「特許制度に関する検討課題について」令和 7 年 3 月 5 日。

<sup>10</sup>第 56 回特許制度小委員会（令和 7 年）資料。AI と発明について「発明」「発明者」「引用発明適格性」の 3 論点が検討され、AI を利活用した発明の発明者に関する明確な考え方はなお確立していないこと、人同士の発明者認定の考え方を適用すべきとの意見や AI は単なるツールとの意見があること等が整理されている。

認しただけでは発明者と認められない可能性が高い。他方で、人間が課題設定、候補選別基準の設計、出力の技術的修正、数値範囲の限定、組合せ判断、検証実験の設計等を通じて、発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与したといえる場合には、米国の conception 基準よりも相対的に発明者性が肯定されやすい場面があり得る。

## ケース 2 創薬・材料スクリーニング型（予測困難分野）

AI が膨大な候補空間から新規化合物・組成を特定し、人間は確認実験（実施化）を担うにとどまる場合。化学・バイオ等の予測困難分野では、conception は実施化と一体でなければ完成しないと解されることがあり、特定化合物の着想を AI が担ったとみられる事案では、米国で人間発明者性が否定され得る。日本では、候補の選別基準の設計や検証・具体化への創作的な関与を加担と捉え得るため、相対的に権利化・維持の余地が残る。ただし日本でも、単なる追試・確認にとどまる場合には発明者性が否定され得る点は同様である。

## ケース 3 クレーム単位で人間の寄与が分かれる場合

独立項は人間が着想した一方、ある従属項の特徴（最適パラメータや特定数値範囲等）が AI 単独に由来する場合。米国はクレーム単位で発明者性を判断するため、当該従属項のみが無効化され得る。日本は発明全体としての技術的特徴部分への関与で評価するため、同じ従属項も維持されやすい。ポートフォリオ設計上、最も具体的に差異が効いてくる類型である。

## 5 出願実務上の留意点

第一に、人間の寄与の同時的記録である。誰が課題と解決の方向を着想し、AI 出力のいずれを、どのような技術的理由で選択・修正・棄却し、非自明性をどう認識したかを、ラボノートや意思決定ログとして残す。事後の発明者性立証、とりわけ米国訴訟において決定的な意味を持つ。

第二に、人間の役割を「認識」から「着想・具体化」へ引き上げるワークフロー設計である。AI に丸投げして良好な結果を拾う運用ではなく、人間が創作的判断（候補の取舍・組合せ・改変・範囲の限定・検証設計）を加える前提で工程を組み、課題特化のプロンプトとその構築過程も記録する。

第三に、日米でのクレーム設計の最適化である。米国向けには、各クレーム（従属項を含む）に人間の実質的寄与が紐づくよう構成し、特徴が AI 単独由来のクレームを独立して残さない。日本向けには、全体としての技術的特徴部分への創作的関与で足りるため、より柔軟な権利取得を図り得る。両国で発明者表示を整合させつつ、米国ではクレーム単位の正確性を意識する。

第四に、外国出願・PCT 出願段階での発明者表示の整合である。外国出願や PCT 出願で AI を発明者または共同発明者として記載すると、米国移行時の発明者表示および優先権主張に支障が生じ得る。米国は、AI を単独発明者とする外国出願に基づく優先権主張を認めず<sup>11</sup>、自然人と非自然人を共同発明者とする場合も、米国出願の ADS（出願データシート）には自然人のみを記載し、先の出願と少なくとも 1 名の自然人発明者を共通させる必要がある。米国出願を予定する案件では、最初の出願段階から自然人発明者の特定と寄与記録を整合させておく。

第五に、開示と代替保護である。米国では AI 利用そのものの開示義務は課されていない（発明者に関する信義則は別途妥当する）。発明者性に不安が残る純 AI 由来の核心については、特許による保護に固執せず、営業秘密による保護や、人間寄与を補強したうえでの出願可否を、案件ごとに判断することが望ましい。

## 6 留保と展望

本稿の類型は、あくまで蓋然的なものである。米国の 2025 年改訂ガイダンスは、AI を単なる道具と位置づけ、伝統的 conception 基準を一律適用する「プロイノベーション」志向であり、2024 年の Pannu 枠組みと比べれば、人間発明者性を認める方向で差異はむしろ縮小し得る。他方で、自然人による着想の完成を求める要件や、予測困難分野における conception の厳格な解釈は残り、日本の「技術的特徴部分への創作的関与」基準との間に残余の差を生じさせる。

日本側も、上記のとおりダバス事件は最高裁不受理により確定したが、これは AI を発明者と記載した自律的発明の類型に関するものであり、AI を「支援」として用いた通常型の発明について、人間の発明者性を正面から判断した裁判例はなお存在しない。AI を利活用した発明の発明者認定については、特許制度小委員会等で指針の整理が継続中である。したがって本稿の差異は、両国の運用成熟度の非対称に基づく現時点の見立てであり、今後の検討の進展により変動し得る。実務上は、当面、同一発明であっても米国で権利行使・無効・優先権の局面でクレーム単位の発明者性が争われ、日本で相対的に維持余地が残るという非対称が生じ得ることを前提に、寄与記録とクレーム設計で備えておくことが要諦となる。

---

## 参考文献

---

- [1] 東京地判令和6年5月16日 令和5年（行ウ）第5001号（ダバス事件第一審）。評釈として、木棚照一「発明者をAIとする出願書類の方式上の適法性に関する事例」The Invention 2025 No.4。  
<https://www.hanketsu.jiii.or.jp/hanketsu/jsp/hatumeisi/hyou/202504hyou.pdf>
- [2] 知財高判令和7年1月30日 令和6年（行コ）第10006号（控訴審）。最高裁第二小法廷令和8年3月4日付決定により上告不受理・確定（報道等による）。解説として、ユアサハラ法律特許事務所による判決解説。<https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5599/>
- [3] 特許研究 No.78 「AI は発明者たり得るか？—解釈論及び立法論上の課題—」 INPIT、2024年9月。<https://www.inpit.go.jp/content/100882567.pdf>
- [4] 【旧】 USPTO, Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions, 連邦官報、2024年2月13日付（89 FR 10043。2025年改訂により全部撤回）。  
<https://www.federalregister.gov/documents/2024/02/13/2024-02623/inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>
- [5] 【新】 USPTO, Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions, 連邦官報、2025年11月28日付（Docket No. PTO-P-2025-0014）。  
<https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>
- [6] M. Aboy & K. Liddell, “Revised USPTO guidance on inventorship for AI-assisted inventions: a pro-innovation pivot away from Pannu factors,” JIPLP, 2026.  
<https://academic.oup.com/jiplp/advance-article/doi/10.1093/jiplp/jpag021/8528856>
- [7] JETRO ニューヨーク事務所知的財産部「USPTO、AIの支援を受けた発明の発明者適格に関するFAQを公表」2025年1月。  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnews/us/2025/20250118.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20250118.pdf)
- [8] 内閣府知的財産戦略推進事務局／経済産業省「知的財産推進計画2025に向けた取組等について」令和6年12月16日、資料4。  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki\\_zaisan/fusei\\_kyoso/pdf/026\\_04\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/026_04_00.pdf)
- [9] 産業構造審議会知的財産分科会 第52回特許制度小委員会 資料1「特許制度に関する検討課題について」令和7年3月5日。[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo\\_shoi/document/52-shiryou/01.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/52-shiryou/01.pdf)
- [10] 第56回特許制度小委員会（令和7年）資料1「特許制度に関する検討課題について」令和8年6月16日。<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo->

[kouzou/shousai/tokkyo\\_shoi/document/56-shiryu/01.pdf](#)